

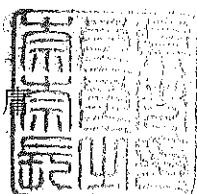


別紙様式第2号（第3関係）

平成28年5月24日

奈良市議会議長 浅川仁様

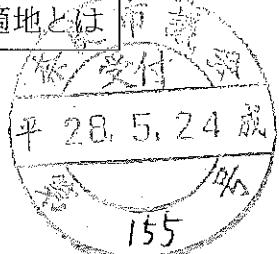
回答者 奈良市長 仲川元



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松石聖一議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	新斎苑の都市計画決定について 火葬場の建設には当該地の都市計画決定が必要とされている。去る5月10日の建設企業委員会において、一般的な都市計画決定までの必要な期間について、最近の事例では、道路建設でも、素案作成から都市計画決定（都市計画法19条）、告示及び縦覧（同法20条）まで7カ月を要していることが明らかになった。火葬場の建設にかかる都市計画決定では、さらに多くの時間が必要と思慮される。 現在本市では新火葬場の建設が課題となっているが、未だ素案作成まで至っていない。一方合併特例債の期限が刻々と迫っている状況から、このままでは、市民に対し責任を果たし得るかどうか懸念するところもある。 については、以下 数点について質問する。 ①合併特例債の期限をふまえ、今後都市計画決定までのスケジュールはどう考えているか。 ②現候補地（横井町山林）の最終決定（計画決定または断念）の期限についてどう考えているか。 ③現候補地は工費、工期、利便性、防災上の観点からも最適地とは
------	--



	<p>言い難い。さらに、今後都市計画決定も難易度が相当高いと考える。 第2、第3の候補地の検討はどうなっているのか。以上</p>
回答内容	<p>①都市計画決定までのスケジュールにつきましては、まず、現在も行っております地元の皆様のご理解を得るために説明会等を行うとともに、都市計画案に基づく公聴会の開催を経て、県との事前協議・都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行います。その後、案とともに縦覧期間中に提出された意見の要旨を添えて奈良国際文化観光都市建設審議会で審議いただき、県知事との協議を経て都市計画決定の告示を行うこととなります。ここまでを平成28年度中のできるだけ早い時期を目途に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>②現候補地（横井町山林）の最終決定（計画決定または断念）ということでございますが、新斎苑を平成33年度から供用開始するためには、平成28年度中の都市計画決定が必要であると考えております。</p> <p>③第2、第3の候補地の検討についてでございますが、これまで様々な候補地を検討した中で、最終的に現計画地以外に新斎苑建設は無いとの結論に至りましたことから、他の候補地につきましては考えておりません。</p>

(担当部局：新斎苑建設推進課)

受理日	28年 5月 24日
-----	------------